平成２４年（フ）第２１２号
大阪府枚方市牧野下島町12番14―303号
債務者　吉廣　知行
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０５号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番22―501号
債務者　稲葉　歩未（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１６０号
札幌市白石区川下５条３丁目５番１号
債務者　神　　弘代
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１９３号
札幌市北区篠路町拓北25番地163
債務者　湯浅　　寿
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２１１号
札幌市南区石山１条６丁目９番15号
債務者　笹木　りさ
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９８号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目２番１―505号
債務者　杉澤　弘美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４０７号
札幌市西区西町北４丁目３番18号　アルス弐番館203号
債務者　平野　良子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１９号
札幌市東区北27条東15丁目１番20―404号
債務者　高倉　　慎
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４５９号
札幌市中央区大通西24丁目１番12―206号
債務者　小坂　敏之
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６０号
札幌市中央区大通西24丁目１番12―206号
債務者　小坂　淑子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６３号
札幌市東区北12条東８丁目１番６―1203号
債務者　武石　恭枝
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９４号
札幌市東区北32条東１丁目７番17号　クレアコートⅠ201号
債務者　川筋久美子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８６号
北海道江別市ゆめみ野東町31番地の18
債務者　宮越　義昭
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８７号
北海道江別市ゆめみ野東町31番地の18
債務者　宮越香代子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５９６号
札幌市北区西茨戸６条１丁目２番20号
債務者　岡村　恵子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５号
北海道苫小牧市元中野町４丁目13番24号　ジーハイツ元中野102号
債務者　笹山　湖春（旧姓中澤・石川）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２号
北海道紋別市大山町２丁目50番地の30
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（フ）第９号
群馬県高崎市井野町541番地４
債務者　綿貫　由実
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部